行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-11	
処分の種類	装置検査証印の除去					
根拠法令条例 等·条項	計量法第153条第1項					
処分の概要	立入検査においての除去	て検査した車両等数	麦置用計量器が基	準不適合等の場合	らの装置検査証印	
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	O計量法第153 148条第1項の おける法定計 た場合に等ま の車がで済まる。 一 第75条 2 前項第 とする。 3 第151条第4 〇特定計量器検算	一 経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。二 第75条第2項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。2 前項第一号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるもの				
基準の制定根拠	_					